

国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施要領

令和8年2月 5日付け7農畜機第7246号承認
令和8年2月 5日付け8日副協第 9号
令和8年4月22日付け8農畜機第 528号承認
令和8年4月22日付け8日副協第29号
令和8年7月31日付け8農畜機第2943号承認
令和8年7月31日付け8日副協第62号

第1 目的

昨今の国際情勢、特に相互関税の影響により、皮革製品の世界的な貿易縮小やサプライチェーンの混乱が生じており、国産原皮の価格等にも影響が及んでいる。このような状況の中で、国産原皮が適切に販売又は処理されなければ、行き場を失った原皮によりと畜機能が麻痺するとともに、ひいては消費者の食の安全・安心を脅かすことが懸念されるところである。

このため、一般社団法人日本畜産副産物協会（以下「副産物協会」という。）は、畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱（令和8年1月9日付け7農畜機第6595号。以下「要綱」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受けて、国産原皮の輸出機能の維持を図るための事業に対し、補助することとし、もって原皮需給の安定化と我が国の食肉の供給安定に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）及び同法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、要綱及びこの要領に定めるところによる。

第2 定義

1 原皮事業者等

生皮を原皮に加工する事業者（同業者から原皮の仕入れ・販売を行う事業者を含む。以下「原皮事業者」という。）又は原皮を所有する食肉流通事業者

2 レンダリング事業者

肉骨粉を製造する事業者

3 生皮

食肉処理施設において発生した牛及び豚の生皮（脱脂を施したものを含む。）

4 原皮

生皮に塩蔵その他の保存措置を施したもの

5 原皮等

生皮及び原皮

第3 事業の内容

副産物協会は、原皮の輸出機能の維持を図るため、第4の1の事業対象者が、牛及び豚の原皮等について、次の1から4までに掲げる事業を実施した場合に促進費を交付するものとする。なお、次の2に掲げる事業については、原皮事業者等とレンダリング事業者の連携を必須とする。

- 1 一時保管
原皮事業者等が、原皮の保管を行う事業
- 2 レンダリング処理及び焼却等処理
 - (1) 原皮事業者等又はレンダリング事業者が、原皮等にレンダリング処理に必要な前処理（裁断等）を行う事業
 - (2) レンダリング事業者が、(1)により前処理された原皮等についてレンダリング処理を行う事業
 - (3) レンダリング事業者が、(2)のレンダリング処理により得られた肉骨粉について焼却等を行う事業
- 3 焼却処理等
原皮事業者等が、原皮等に前処理（裁断等）を施した上で、焼却等を行う事業
- 4 ゼラチン等原料仕向け
原皮事業者等が、原皮等をゼラチン等の原料として、ゼラチン等原料加工事業者（原皮等をゼラチン等原料に加工する事業者であって、ゼラチン等を製造する事業者を含む。以下同じ。）に譲渡する事業

第4 事業の要件等

- 1 事業対象者
第3の事業を実施する者は、次の(1)及び(2)に掲げる者とする。
 - (1) 原皮事業者及びレンダリング事業者
原皮事業者及びレンダリング事業者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「化製場法」という。）第3条第1項に規定する都道府県知事の許可を受けている者
 - イ 化製場法第8条において準用する同法第3条第1項に基づく都道府県知事の許可を受けている者
 - ウ ア又はイ以外の者であって、都道府県知事の推薦があった者
 - (2) 食肉流通事業者
食肉流通事業者は、原皮等を所有する食肉処理事業者（と畜事業者・食肉加工事業者をいう。）又は食肉卸売業者等とする。
- 2 補助対象となる原皮等
 - (1) 原皮等の枚数
牛1頭又は豚1頭から生産された原皮等については、分割された場合にあっても1枚とする。
 - (2) 補助対象上限枚数
補助対象上限枚数は、牛又は豚ごとに、次の「基準枚数」と「対象係数」を乗じて算出した枚数とする（小数点以下の端数は切り捨てるものとする。）。
 - ア 基準枚数

原皮事業者等ごとに、牛にあっては、直近３年度に輸出に仕向けた原皮の平均枚数の２割、豚にあっては、同平均枚数の４割とする。
ただし、基準枚数については、副産物協会会長（以下「会長」という。）がやむを得ないと特に認める場合はこの限りでない。

イ 対象係数

事業実施期間中の原皮の輸出価格が、別表１の基準額に満たなかった月数を１２で除した数

(３) 補助対象上限枚数と補助対象上限重量の選択

ア 第３の１から４までの事業は、(２)の補助対象上限枚数の範囲内で自由に振り分けることができるものとする。なお、補助対象上限枚数を超えた部分は補助対象外とする。

イ 補助対象上限枚数は、第３の１の事業を除き、別表２により重量に換算することで、事業ごとの補助対象上限重量を算出し、事業にあたるものとする。

(４) 一時保管の要件

第３の１の事業を実施する場合は、次の全ての条件を満たした倉庫に保管するものとする。

ア 化製場法第３条第１項の許可を受けている者又は化製場法第８条において準用する同法第３条第１項に基づく都道府県知事の許可を受けている者

イ 倉庫業法（昭和３１年法律第１２１号）第３条の規定に基づく国土交通大臣の行う登録を受けた者

(５) レンダリング処理及び焼却等処理の要件

第３の２の事業を実施する場合において、次のいずれかに該当する場合は補助対象外とする。

ア 第３の２の(２)の事業を実施する場合にあっては、肉骨粉の原料について、牛・豚別の原皮等の重量及びそれ以外の原料の重量を証明できない場合

イ 第３の２の(３)の事業を実施する場合にあっては、肉骨粉について、焼却等した重量及びそれ以外の重量を証明できない場合

(６) レンダリング事業者の補助対象重量

第３の２の事業を行うレンダリング事業者は、肉骨粉適正処分対策事業要領（平成２３年５月３１日２３日副協第５８号）に基づき牛肉骨粉等を製造及び焼却するものとし、補助対象となる重量は、同要領第８の３に基づき提出する別紙様式第６号の別紙１の「肉骨粉適正処分対策事業補助金概算払請求表」及び同別紙様式第６号の別紙１の②の「肉骨粉等の原材料入荷状況について」により、別紙様式第４号の別紙１の「国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実績」の注に定めるところにより算定するものとする。

(７) 焼却処理等の要件

ア 第３の２及び３の事業において実施する焼却等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第９条の３に規定する都道府県知事への届出をした施設又は第８条若しくは第１５条に規定する都道府県知事の許可を受けている施設（以下「焼却処理施設等」という。）において行うこととする。

イ 焼却処理施設等が焼却等をした牛・豚別の原皮等の重量を証明できない場合は、当該原皮等の重量は補助対象外とする。

第5 事業の実施

1 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和8年度とする。

2 国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施計画の作成

事業対象者は、第3の事業の実施に当たっては、別紙様式第1号の国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施計画（以下「事業実施計画」という。）を作成し、第8の1の補助金交付申請書に添付して、会長に提出するものとする。第8の2の交付変更承認申請書を提出する場合についても同様とする。

ただし、第3の2の事業を行う場合の事業実施（変更）計画の作成及び提出は、原皮事業者等とレンダリング事業者とで、事業実施期間における原皮等の引き渡し計画等を両方で協議の上、連名で行うものとする。

3 行動規範等の作成

事業対象者は、第3の事業の実施に当たっては、あらかじめ、法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準（以下「行動規範」という。）を規定した文書（所属する団体の行動規範を遵守することを誓約した文書を含む。以下「行動規範等」という。）を作成し、会長に提出するものとする。

4 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

事業対象者は、第3の事業の実施に当たっては、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「環境バイオマス政策課長通知」という。）に基づき、当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、会長に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを会長に提出するものとする。

第6 事業の推進指導等

事業対象者は、副産物協会及び都道府県の指導の下、関係機関、関係団体との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第7 副産物協会の補助

副産物協会は、予算の範囲内において別表3に定めるところにより第3の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第8 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業対象者は、補助金の交付を受けようとする場合は、会長が別に定める期日までに、事業実施計画を添付の上、別紙様式第2号の国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）補助金交付申請書を会長に提出するものとする。

なお、事業実施計画が原皮事業者等とレンタル事業者との連名で作成されている場合は、同様に連名で提出すること。（以下2及び3の提出において同じ。）

2 事業の変更承認申請

事業対象者は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第3号の国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）補助金交付変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- (4) その他会長が必要と認めた場合

3 補助金の概算払

- (1) 会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業対象者は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第4号の国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。

第9 実績報告

原皮事業者等は、事業終了後遅滞なく、当該年度に実施した事業の実績を別紙様式第5号の国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実績報告書（以下「実績報告書」という。）にとりまとめ、補助事業が完了した日から起算して1カ月を経過した日又は交付決定通知のあった年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い期日までに会長に提出するものとする。

なお、事業実施計画が原皮事業者等とレンタル事業者との連名で作成されている場合は、同様に連名で提出すること。

第10 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業対象者は、会長に対して第8の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 事業対象者は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。

3 事業対象者は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を副産物協会に返還し、副産物協会は、これを速やかに機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（事業実施主体自ら又はそれぞれの原皮事業者等若しくはレンダリング事業者の仕入れに係る消費税等相当額がない場合も含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

第11 帳簿等の整備保管等

1 事業対象者は、この事業に係る経理については他と区分し適正に行うとともに、仕入票、仕向票その他事業の内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

3 会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業対象者に対し調査し又は報告を求めることができるものとし、事業対象者はこれに応ずるものとする。

附 則（令和8年2月5日8日副協第9号）

この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、令和8年1月16日から適用する。

附 則（令和8年4月22日8日副協第29号）

1 この要領の改正は、機構理事長の承認のあった日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

2 令和7年度に終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和8年7月31日8日副協第62号）

1 この要領の改正は、機構理事長の承認のあった日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

2 令和7年度に終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお、効力を有するものとする。

別表 1

種 別	原皮 1 枚当たり基準額	基準額の算出条件
牛原皮基準額	1 枚当たり 2,331 円	財務省貿易統計による令和 4 年 4 月から令和 7 年 3 月までにおける牛原皮（HS コード：410150100）又は豚原皮（HS コード：410330100）の平均輸出額（F O B）の 9 割（小数点以下の端数は切り捨てるものとする。）。)
豚原皮基準額	1 枚当たり 346 円	

別表 2

種 別	原皮 1 枚当たり重量	取組枚数の算出条件
牛原皮重量	1 枚当たり 29.09kg	算式で求めた原皮等の補助対象上限重量（k g）は、小数点以下の端数を切り捨てるものとする。なお、生皮も原皮重量を用いるものとする。
豚原皮重量	1 枚当たり 4.96kg	

別表 3

補助対象経費	補助率		
1 一時保管 原皮の保管を実施した場合の促進費	定額		
	牛原皮		豚原皮
	40 円/枚/月		8 円/枚/月
	定額		
		牛原皮等	豚原皮等
	ア 原皮等の前処理 原皮事業者等 又はレンダリング事業者	13.0 円/kg	12.6 円/kg
	イ レンダリング処理（焼却等を除く。） レンダリング事業者	18.5 円/kg	18.5 円/kg
	ウ レンダリング処理により得られた肉骨粉の焼却等 レンダリング事業者	9.0 円/kg	9.0 円/kg
	定額		
	牛原皮等		豚原皮等
21.8 円/kg		21.6 円/kg	
2 レンダリング処理及び焼却等処理 原皮等の前処理、レンダリング処理（焼却等を除く。）又はレンダリング処理により得られた肉骨粉を焼却等した場合の促進費	定額		
	牛原皮等		豚原皮等
	21.8 円/kg		21.6 円/kg
	定額		
		牛原皮等	豚原皮等
	ア 原皮等の前処理 原皮事業者等 又はレンダリング事業者	13.0 円/kg	12.6 円/kg
	イ レンダリング処理（焼却等を除く。） レンダリング事業者	18.5 円/kg	18.5 円/kg
	ウ レンダリング処理により得られた肉骨粉の焼却等 レンダリング事業者	9.0 円/kg	9.0 円/kg
	定額		
	牛原皮等		豚原皮等
21.8 円/kg		21.6 円/kg	
3 焼却処理等 原皮等の焼却等を行った場合の促進費	定額		
	牛原皮等		豚原皮等
	21.8 円/kg		21.6 円/kg
	定額		
		牛原皮等	豚原皮等
	ア 原皮等の前処理 原皮事業者等 又はレンダリング事業者	13.0 円/kg	12.6 円/kg
	イ レンダリング処理（焼却等を除く。） レンダリング事業者	18.5 円/kg	18.5 円/kg
	ウ レンダリング処理により得られた肉骨粉の焼却等 レンダリング事業者	9.0 円/kg	9.0 円/kg
	定額		
	牛原皮等		豚原皮等
21.8 円/kg		21.6 円/kg	

4 ゼラチン等原料仕向け

原皮等をゼラチン等の原料として、ゼラチン等原料加工事業者に譲渡した場合の促進費

定額

原皮等を輸送した距離（原皮等の搬出場所からゼラチン等原料加工事業者の搬入場所まで）に応じた次の単価

原皮等を輸送した距離	牛原皮等
～50km 未満	0.8 円/kg
50km 以上 ～ 100km 未満	1.3 円/kg
100km 以上 ～ 200km 未満	2.1 円/kg
200km 以上 ～ 500km 未満	4.5 円/kg
500km 以上～1,000km 未満	8.5 円/kg
1,000km 以上～1,500km 未満	12.5 円/kg
1,500km 以上～	16.5 円/kg

原皮等を輸送した距離	豚原皮等
～50km 未満	0.8 円/kg
50km 以上 ～ 100km 未満	1.2 円/kg
100km 以上 ～ 200km 未満	2.0 円/kg
200km 以上 ～ 500km 未満	4.4 円/kg
500km 以上～1,000km 未満	8.2 円/kg
1,000km 以上～1,500km 未満	12.0 円/kg
1,500km 以上～	16.1 円/kg

別紙様式第 1 号

国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）（変更）実施計画

1 事業対象者の概要

（1）原皮事業者等

事業者名				代表者	
住 所				T E L	
種 類	株式、有限、合名、合資、協業組合、協同組合、個人			F A X	
資 本 金	千円	従業員数	人	決算時期	月
本年度の消費税の課税区分（該当するものに○印）		☐ 一般課税事業者 ☐ 簡易課税制度を適用 ☐ 免税事業者			

（2）レンタル事業（要領第 3 の 2 の事業を実施する場合）

事業者名				代表者	
住 所				T E L	
種 類	株式、有限、合名、合資、協業組合、協同組合、個人			F A X	
資 本 金	千円	従業員数	人	決算時期	月
本年度の消費税の課税区分（該当するものに○印）		☐ 一般課税事業者 ☐ 簡易課税制度を適用 ☐ 免税事業者			

2 原皮事業者等の業務に関すること

取扱品目	豚原皮、牛原皮、その他（ ）（該当するものに○印）			
年間取扱実績	仕入れ枚数	仕向け枚数		
豚原皮	枚	枚	自ら輸出 商社等	枚、国内なめし業者 枚、その他（具体的に ○○ 枚、国内原皮事業者 枚、□□ 枚
牛原皮	枚	枚	自ら輸出 商社等	枚、国内なめし業者 枚、その他（具体的に ○○ 枚、国内原皮事業者 枚、□□ 枚
主な原皮の仕入れ先 及び所在市町村名				

3 補助対象上限枚数の各事業への振り分け及び補助対象上限重量

事業名	牛原皮等		豚原皮等	
	補助対象 上限枚数	補助対象 上限重量	補助対象 上限枚数	補助対象 上限重量
1 一時保管	枚		枚	
2 レンダリング処理及び焼却等処理	枚	Kg	枚	Kg
3 焼却処理等	枚	Kg	枚	Kg
4 ゼラチン等原料仕向け	枚	Kg	枚	Kg
計	枚	Kg	枚	Kg

注 1 補助対象上限枚数の計は、別紙様式第 1 号の別紙 2 の①及び②で算出した上限枚数を記入すること。

注 2 補助対象上限重量は、原皮 1 枚当たりの重量（牛：29.09kg／枚、豚：4.96kg／枚）を乗じた重量を記載すること。
（小数点以下切り捨て）

注 3 変更の際は、変更部分を二段書きにし、変更前を（ ）で上段に記載すること。

4 事業実施計画の内容

別紙様式第 1 号の別紙 1 のとおり

5 添付書類

- （1）定款
- （2）最近時点の事業（業務）報告書及び当該年度の事業（業務）計画書
- （3）化製場法第 3 条第 1 項に基づく都道府県知事の許可証の写し又は化製場法第 8 条において準用する同法第 3 条第 1 項に基づく都道府県知事の許可証の写し
- （4）行動規範等の写し
- （5）「みどりチェック」チェックシート

注 添付書類が他の事業において既に提出している書類と重複する場合には、その書類については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の事業の名称その他書類の特定に必要な情報を記載することとする。

別紙様式第1号の別紙1の①（牛原皮等）

事業（変更）実施計画の内容

1 一時保管

保管事業者 名	牛原皮の保管経費 @40円/枚/月				備考
	上限枚数 (枚)	対象枚数 (枚)	保管月数 (月)	事業費 (円)	
計					

2 レンダリング処理及び焼却等処理

(1) 前処理（裁断等）

原皮事業者 等又はレン ダリング事 業者名	牛原皮等 @13.0円/kg			備考
	上限重量 (kg)	対象重量 (kg)	事業費 (円)	

(2) レンダリング処理

レンダリン グ事業者名	牛原皮等 @18.5円/kg			備考
	上限重量 (kg)	対象重量 (kg)	事業費 (円)	

(3) 焼却等処理

レンダリン グ事業者名	牛原皮等 @9.0円/kg			備考
	上限重量 (kg)	対象重量 (kg)	事業費 (円)	

3 焼却処理等

焼却処理等 事業者名	牛原皮等 @21.8円/kg			備考
	上限重量 (kg)	対象重量 (kg)	事業費 (円)	

4 ゼラチン等原料仕向け

ゼラチン等 原料加工加 工事業者名	牛原皮等（単価は、別表 3 の 4 のとおり）				備考
	上限重量 (kg)	対象重量 (kg)	距離 (km)	事業費 (円)	

注 変更の際は、変更部分を二段書きにし、変更前を（ ）で上段に記載すること。

別紙様式第1号の別紙1の②（豚原皮等）

事業（変更）実施計画の内容

1 一時保管

保管事業者名	豚原皮の保管経費 @8円/枚/月				備考
	上限枚数 (枚)	対象枚数 (枚)	保管月数 (月)	事業費 (円)	
計					

2 レンダリング処理及び焼却等処理

（1）前処理（裁断等）

原皮事業者等 又はレンダリ ング事業者名	豚原皮等 @12.6円/kg			備考
	上限重量 (kg)	対象重量 (kg)	事業費 (円)	

（2）レンダリング処理

レンダリ ング 事業者名	豚原皮等 @18.5円/kg			備考
	上限重量 (kg)	対象重量 (kg)	事業費 (円)	

（3）焼却等処理

レンダリ ング 事業者名	豚原皮等 @9.0円/kg			備考
	上限重量 (kg)	対象重量 (kg)	事業費 (円)	

3 焼却処理等

焼却処理等事 業者名	豚原皮等 @21.6円/kg			備考
	上限重量 (kg)	対象重量 (kg)	事業費 (円)	

4 ゼラチン等原料仕向け

ゼラチン等原料加工事業者名	豚原皮等（単価は、別表 3 の 4 のとおり）				備考
	上限重量 (kg)	対象重量 (kg)	距離 (km)	事業費 (円)	

注 変更の際は、変更部分を二段書きにし、変更前を()で上段に記載すること。

別紙様式第 1 号の別紙 2 の①

補助対象上限枚数算出表(牛原皮)

年度 (4/1～3/31)	輸出先国名等				枚数(枚)
令和5年度					
	計				
令和6年度					
	計				
令和7年度					
	計				
合 計					
年間平均枚数(合計/3)					
補助対象 上限枚数	基準枚数	×	対象係数	=	
	枚		月／12		

注 1 補助対象上限枚数は、次の基準枚数に対象係数を乗じることにより算出する。(少数点以下の端数は切り捨てるものとする。)

1) 基準枚数：直近 3 年度に輸出に仕向けた牛原皮の年間平均枚数の 2 割。ただし、会長がやむを得ないと特に認める場合はこの限りでない。

2) 対象係数：事業実施期間中の牛原皮の輸出価格が、別表 1 の基準額に満たないと見込まれる月数を 12 で除した数

注 2 原皮事業者等から仕入れた牛原皮（中間業者からの仕入れを含む。）について、仕入れ元の原皮事業者等が本事業を実施する場合、当該仕入れた枚数は、本表から除外すること。

なお、実績における仕入れ枚数及び仕向け枚数（重量）についても、同様に除外すること。

注3 本上限枚数算出表の根拠とした取引書類等は本事業の終了後5年間保存するものとし、機構理事長又は会長からの求めがあった場合は、提示しなければならない。

別紙様式第 1 号の別紙 2 の②

補助対象上限枚数算出表(豚原皮)

年度 (4/1～3/31)	輸出先国名等				枚数(枚)
令和5年度					
	計				
令和6年度					
	計				
令和7年度					
	計				
合 計					
年間平均枚数(合計/3)					
補助対象 上限枚数	基準枚数	×	対象係数	＝	
	枚		月／12		

注 1 補助対象上限枚数は、次の基準枚数に対象係数を乗じることにより算出する。(少数点以下の端数は切り捨てるものとする。)

1) 基準枚数：直近 3 年度に輸出に仕向けた豚原皮の年間平均枚数の 4 割。ただし、会長がやむを得ないと特に認める場合はこの限りでない。

2) 対象係数：事業実施期間中の豚原皮の輸出価格が、別表 1 の基準額に満たないと見込まれる月数を 12 で除した数

注 2 原皮事業者等から仕入れた豚原皮（中間業者からの仕入れを含む。）について、仕入れ元の原皮事業者等が本事業を実施する場合、当該仕入れた枚数は、本表から除外すること。

なお、実績における仕入れ枚数及び仕向け枚数（重量）についても、同様に除外すること。

注 3 本上限枚数算出表の根拠とした取引書類等は本事業の終了後 5 年間保存するものとし、機構理事長又は会長からの求めがあった場合は、提示しなければならない。

別紙様式第 2 号

令和 年度国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人日本畜産副産物協会
会長 殿

住 所
原皮事業者等名
代表者氏名

（住 所
レンダリング事業者名
代表者氏名）

令和 年度において国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）
を下記のとおり実施したいので、国産原皮品質向上等支援事業（輸出機
能の維持）実施要領第 8 の 1 の規定に基づき、補助金 円を交付
されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第 1 号「令和 年度国産原皮品質向上等支援事業（輸出機
能の維持）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

区 分	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
1 一時保管				
2 レンダリング処理及び焼却等処理				
3 焼却処理等				
4 ゼラチン等原料仕向け				
合 計				

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

注 実施要領第3の2の事業を行う場合は、原皮事業者等、レンタル事業者の連名で提出すること。なお、原皮事業者等とレンタル事業者が同一の場合であってもそれぞれ記入すること。

別紙様式第3号

令和 年度国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）
補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人日本畜産副産物協会
会長 殿

住 所
原皮事業者等名
代表者氏名

（住 所
レンダリング事業者名
代表者氏名）

令和 年 月 日付け 日副協第 号で補助金の交付決定のあった国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）について、下記の理由により変更したいので承認されたく、国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施要領第8の2の規定に基づき申請します。

記

1 変更する理由及び内容

2 事業の内容

別紙様式第1号「令和 年度国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）変更実施計画」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

区 分	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
1 一時保管				
2 レンダリング処理及び焼却等処理				
3 焼却処理等				
4 ゼラチン等原料仕向け				
合 計				

注 変更部分を二段書きにし、変更前を（ ）書で上段に記載すること。

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

注 実施要領第3の2の事業を行う場合は、原皮事業者等とレンタル事業者との連名で提出すること。なお、原皮事業者等とレンタル事業者が同一の場合であってもそれぞれ記入すること。

別紙様式第 4 号

令和 年度国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）
補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

一般社団法人日本畜産副産物協会
会長 殿

住 所
原皮事業者等名
代表者氏名

（住 所
レンダリング事業者名
代表者氏名）

令和 年 月 日付け 日副協第 号で補助金交付決定のあった国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）について、下記により金 円を概算払により支払われたく国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施要領第 8 の 3 の（2）の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額	今回 概算払 請求額	残額
	事業費	補助金	事業費	補助金	事業費 出来高			
	円	円	円	円	%	円	円	円
計								

注 それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 事業の内容

別紙様式第4号の別紙1「国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実績」のとおり

3 振込先

注 実施要領第3の2の事業を行う場合は、

- ① 原皮事業者等とレンタル事業者との連名で概算払請求書を提出すること。また、原皮事業者等とレンタル事業者が同一の場合であってもそれぞれ記入すること。
- ② 3の「振込先」については、原皮事業者等、レンタル事業者それぞれの振込先を記入すること。また、原皮事業者等とレンタル事業者が同一の場合であって、振込先が同じ場合でも、それぞれ記入すること。

別紙様式第4号の別紙1

国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実績

1 一時保管

保管事業者名	牛原皮 @40円/枚/月			豚原皮 @8円/枚/月			合計	備考
	対象枚数 (枚)	保管月数 (月)	事業費 (円)	対象枚数 (枚)	保管月数 (月)	事業費 (円)	事業費 (円)	
計								

2 レンダリング処理及び焼却等処理

(1) 前処理（裁断等）

原皮事業者等又は レンダリング事業者名	譲渡処理月	牛原皮等 @13.0円/kg		豚原皮等 @12.6円/kg		合計	備考
		対象重量 (kg)	事業費 (円)	対象重量 (kg)	事業費 (円)	事業費 (円)	
	月						
	月						
計							

(2) レンダリング処理

レンダリング事業者名	処理月	牛原皮等 @18.5円/kg		豚原皮等 @18.5円/kg		合計	備考
		対象重量 (kg)	事業費 (円)	対象重量 (kg)	事業費 (円)	事業費 (円)	
	月						
	月						
計							

(3) 焼却等処理

レンダリング事業者名	焼却月	牛原皮等 @9.0円/kg		豚原皮等 @9.0円/kg		合計	備考
		対象重量 (kg)	事業費 (円)	対象重量 (kg)	事業費 (円)	事業費 (円)	
	月						

	月						
計							

注 焼却等処理対象重量 = $A - (A \times B / C)$ (小数点以下切り捨て)

A: 肉骨粉適正処分対策事業実施要領第8の3に基づき提出する同要領別紙様式第6号の別紙1の②における⑥原皮事業(牛)由来原料又は⑦原皮事業(豚)由来原料の重量

B: 同要領別紙様式第6号の別紙1における(D)欄の出荷仕向数量

C: 同要領別紙様式第6号の別紙1の②における(b)欄の肉骨粉等の製造数量

なお、レンダリング処理を肉骨粉適正処分対策事業の補助対象ライン以外で実施する場合は、同様の考え方に基づき算定するものとする。

3 焼却処理等

焼却処理等事業者名	焼却等月	牛原皮等 21.8円/kg		豚原皮等 21.6円/kg		合計	備考
		対象重量 (kg)	事業費 (円)	対象重量 (kg)	事業費 (円)	事業費 (円)	
	月						
	月						
	計						

4 ゼラチン等原料仕向け

ゼラチン等原料加工事業者名	引受月	牛原皮等			豚原皮等			合計	備考
		対象重量 (kg)	距離 (km)	事業費 (円)	対象重量 (kg)	距離 (km)	事業費 (円)	事業費 (円)	
	月								
	月								
	計								

※単価は、別表3の4のとおり

5 添付書類

- (1) 原皮等仕入表(別紙様式第4号の別紙2の①、②)
- (2) 原皮等仕向表(別紙様式第4号の別紙3の①～④)

別紙様式第 4 号の別紙 2 の①

牛 原 皮 等 仕 入 表

原皮事業者等名：

令和 年 月分

(单位:枚)

仕入日	牛原皮等仕入先事業者名					計
	〇〇	▼▼	◇◇	□□		
※						
月 計						
累 計						

注1 令和8年4月1日時点で原皮事業者等において在庫となっている牛原皮であって、本事業を実施する原皮については、4月分の取りまとめにあたって、※欄にその枚数を記載すること。

2 本表の証拠書類として、牛原皮の仕入れを証する以下の書類について、請求に応じて提出できるよう、事業対象者において、5年間保管すること。

なお、令和８年４月１日時点で原皮事業者等において在庫となっている牛原皮であって、本事業を実施する原皮についても同様である。

① 牛原皮等をと畜場等から仕入れた場合は、仕入枚数が明記されたと畜場等が発行する売渡を証する書類

② 牛原皮等を他の原皮事業者等から仕入れた場合は、当該仕入先がと畜場等から受領した①の書類の写し及び当該仕入先からの仕入枚数が明記された当該仕入先が発行する売渡を証する書類

別紙様式第4号の別紙2の②

豚 原 皮 等 仕 入 表

原皮事業者等名：

令和 年 月分

(单位:枚)

仕入日	豚原皮等仕入先事業者名					計
	〇〇	▼▼	◇◇	□□		
※						
月 計						
累 計						

注1 令和8年4月1日時点で原皮事業者等において在庫となっている豚原皮であつて、本事業を実施する原皮については、4月分の取りまとめにあたって、※欄にその枚数を記載すること。

2 本表の証拠書類として、豚原皮の仕入れ等を証する以下の書類について、請求に応じて提出できるよう、事業対象者において、5年間保管すること。

なお、令和８年４月１日時点で原皮事業者等において在庫となっている豚原皮であって、本事業を実施する豚原皮についても同様である。

- ① 豚原皮等をと畜場等から仕入れた場合は、仕入枚数が明記されたと畜場等が発行する売渡を証する書類
- ② 豚原皮等を他の原皮事業者等から仕入れた場合は、当該仕入先がと畜場等から受領した①の書類の写し及び当該仕入先からの仕入枚数が明記された当該仕入先が発行する売渡を証する書類

別紙様式第4号の別紙3の①

原 皮 仕 向 表 （一時保管）

原皮事業者等名：

保管事業者名

（令和 年 月分）

単位：枚

入庫又は出庫 日	牛 原 皮		豚 原 皮	
	入庫又は出庫 (△) 枚数	在庫枚数	入庫又は出庫 (△) 枚数	在庫枚数
前月から繰り越し				
月 計	入庫			
	出庫			
累 計	入庫			
	出庫			

注1 保管事業者ごとに作成すること。

2 次の書類を添付すること。

- ① 保管場所に係る書類（化製場法の取扱いを証する書面）※事業開始月のみ
- ② 保管料に係る書類（領収書等）
- ③ 牛・豚別の原皮の枚数ごとの保管月数を確認できる書類（入出庫日、牛・豚別の原皮の枚数）

別紙様式第4号の別紙3の②のア（原皮事業者等用）

原皮等仕向表 （レンダリング処理及び焼却等処理）

原皮事業者等名：

レンダリング事業者名： （令和 年 月分）

仕向日	牛原皮等	豚原皮等
	重量(kg)	重量(kg)
月 計		
累 計		

- 注1 レンダリング事業者ごとに作成すること。
- 2 次の書類を添付すること。
- ① 原皮事業者等が原皮等を納品したことを証する書類（牛・豚別の原皮等の重量）
- ② レンダリング事業者が原皮等を受領したことを証する書類（牛・豚別の原皮等の重量）

別紙様式第4号の別紙3の②のイ（レンダリング事業者用）

肉骨粉等仕向表 （レンダリング処理及び焼却等処理）

レンダリング事業者名：

（単位：kg）

製造月	原料			肉骨粉等			
	原料総重量	うち補助対象牛原皮等重量 (A)	うち補助対象豚原皮等重量 (B)	肉骨粉製造数量 (C)	肉骨粉当月販売数量 (D)	当月補助対象原皮等焼却重量 (E)	
						牛原皮等	豚原皮等
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
累計							

注1 原料に補助対象原皮等を含む肉骨粉を製造した月の当該ラインに係る事項のみ記入すること。また複数のラインで処理する場合は、ラインごとに作成すること。

2 次の書類を添付すること。

原料に補助対象原皮等を含む肉骨粉を製造した月における当該ラインで製造された肉骨粉の焼却等を実施したことを証する書類

3 補助対象となる原皮等を焼却した数量は、次の式で求めることとする。

当月に焼却した補助対象原皮原料の重量

$$E = [(A) \text{ 又は } (B)] \times (1 - (D) / (C))$$

別紙様式第 4 号の別紙 3 の③

原皮等仕向表 （焼却処理等）

原皮事業者等名：

（令和 年 月分）

仕向日	牛原皮等		豚原皮等	
	焼却処理等事業者名	重量(kg)	焼却処理等事業者名	重量(kg)
月 計				
累 計				

注 次の書類を添付すること。
焼却処理施設等が原皮等を受領し、焼却等したことを証する書類（牛・豚別の原皮等の重量）

別紙様式第4号の別紙3の④

原皮等仕向表 (ゼラチン等原料仕向け)

原皮事業者等名：
ゼラチン等原料加工事業者名：
(令和 年 月分)

仕向日	牛原皮等				豚原皮等			
	搬出 場所	搬入 場所	距離 (km)	重量 (kg)	搬出 場所	搬入 場所	距離 (km)	重量 (kg)
月 計								
累 計								

- 注1 ゼラチン等原料加工事業者ごとに作成すること
- 2 次の書類を添付すること。
- ① ゼラチン等原料加工事業者が原皮等を受領したことを証する書類（牛・豚別の原皮等の重量）
 - ② 牛・豚別の原皮等の搬出場所とゼラチン等原料加工事業者の搬入場所の住所、距離及び原皮等の重量を確認できる書類

別紙様式第5号

令和 年度国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）
実績報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人日本畜産副産物協会
会長 殿

住 所
原皮事業者等名
代表者氏名

住 所
レンダリング事業者名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 日副協第 号で補助金の交付決定のあった
国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）について、下記のとおり
実施したので、国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）実施
要領第9の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

※別紙様式第4号の別紙1「国産原皮品質向上等支援事業（輸出
機能の維持）実績」に準じて作成すること

3 事業開始及び完了年月日

4 事業に要した経費の配分及び負担区分 単位：円

区 分	交付決定額		事業実績		既概算払 額	精算額
	事業費	補助金	事業費	補助金		
計						

注 それぞれの事業項目ごとに記載すること。

5 振込先

6 添付書類

「みどりチェック」チェックシート

注 実施要領第3の2の事業を行う場合は、

- ① 原皮事業者等、レンタル事業者の連名で提出すること。また、原皮事業者等とレンタル事業者が同一の場合であってもそれぞれ記入すること。
- ② 5の「振込先」については、原皮事業者等、レンタル事業者それぞれの振込先を記入すること。また、原皮事業者等とレンタル事業者が同一の場合であって、振込先が同じ場合でも、それぞれ記入すること。

別紙様式第 6 号

令和 年度国産原皮品質向上等支援事業（輸出機能の維持）
に係る仕入に係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人日本畜産副産物協会
会 長 殿

住 所
原皮事業者等名
代表者氏名
(住 所
レンダリング事業者名
代表者氏名)

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった国産原皮
品質向上等支援事業（輸出機能の維持）補助金について、国産原皮品質
向上等支援事業（輸出機能の維持）実施要領第 10 の 3 の規定に基づ
き、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入に係る消費税相当額 円を返
還します。（返還がある場合は、記載すること））

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金適正化法第 15 条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等
相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業対象者が法人格を有しない組合等の場合は、当該組合等
のすべての構成員分を添付すること。

- ・ 消費税確定申告の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内
訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・ 消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規
定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

--

注 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

--

注1 実施要領第3の2の事業を実施した場合は、原皮事業者等、レンダリング事業者ともそれぞれ作成し、報告すること。

注2 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業対象者が法人格を有しない組合等の場合は、当該組合等のすべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料